2　避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる避難解除区域等につき、適用期間の末日を避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日から七年（改正前五年）を経過する日とすることとした。（第一二条の二の三、第一七条の二の三及び第二二条の二の三関係）

3　企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、企業立地促進計画の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる避難解除区域等につき、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日から七年（改正前三年）を経過する日とすることとした。（第一二条の三の二、第一七条の三の二及び第二二条の三の二関係）

4　避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる避難解除区域等につき、福島県知事の確認を受ける期間の末日を避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日から七年（改正前三年）を経過する日とすることとした。（第一二条の三の三、第一七条の三の三及び第二二条の三の三関係）

5　被災代替資産等の特別償却制度について、対象となる東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった減価償却資産に代わるものの範囲から漁船以外の船舶を除外することとした。（第一三条及び第一八条関係）

6　帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除について、その対象となる帰還環境整備推進法人を定めることとした。（第一三条の五及び第一八条の九関係）

7　被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例の適用対象となる警戒区域設定指示等が行われたことにより居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡について、その適用に関する細目を定めることとした。（第一三条の六関係）

8　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例について、新規住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項を明確化することとした。（第一五条関係）

9　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとした。（第一五条の二関係）

㈠　住宅の特別特定再取得等に係る特例の適用を受けることができる場合及び再建特別特定控除限度額の計算の基礎となる額等の細目を定める。

㈡　本特例の適用を受ける場合における住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項を明確化する。

10　避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予制度の特例について、対象となる農地等が所在する市町村及び対象事業の範囲を定めることとした。（第二九条の二の二関係）

11　帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる帰還環境整備推進法人を定めることとした。（第三一条の三関係）

12　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（財務省）

1　次に掲げる特例措置の適用期限を二年延長することとした。

㈠　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第七二条関係）

㈡　酒販組合に関する経過措置（第一一〇条関係）

2　手持品課税等に係る規定の整備を行うこととした。（第八九条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（財務省）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部改正関係

平成二八年一月一日前に告知をした者が、平成三一年一月一日以後最初に配当等の支払を受ける日等までに支払事務取扱者等に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、次の措置を講ずることとした。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第一六条関係）

1　告知期限を三年延長する。

2　支払事務取扱者等が番号未告知者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該支払事務取扱者等に個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者は当該支払事務取扱者等の告知事項の確認を受けたものとみなす。

二　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三一号）の一部改正関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法施行令等の一部を改正する政令附則第二一条及び第二三条～第二六条関係）

三　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一四五号）の一部改正関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第一〇条及び第一一条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（文部科学省）

1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、平成三一年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。